

第 5153 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 1月28日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

減価償却資産に該当しない資産

Q：減価償却資産に該当しない美術品等が明確になったそうですが、どのような資産が該当するのですか？

A：次の資産です。

【解説】

平成27年1月1日以後に取得した次の美術品等は、減価償却資産に該当しないこととされています。

- ①古美術品、古文書、出土品、遺物等のように歴史的価値又は希少価値を有し、代替性のないもの
- ②①以外の美術品等で、取得価額が1点100万円以上であるもの（時の経過によりその価値が減少することが明らかなものを除く）

注1. 時の経過によりその価値が減少することが明らかなものとは、例えば、会館のロビーや葬祭場のホールのような不特定多数の者が利用する場所の装飾用や展示用（有料で公開するものを除く）として法人が取得するもののうち、移設することが困難で当該用途にのみ使用されることが明らかなものであり、かつ、他の用途に転用すると仮定した場合にその設置状況や使用状況から見て美術品等としての市場価値が見込まれないものが含まれます。

注2. 取得価額が1点100万円未満であるもの（時の経過によりその価値が減少しないことが明らかなものを除く）は減価償却資産として取り扱われます。

